

あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」 物流ドローン社会実装モデル推進事業業務委託 仕様書

1 目的

愛知県では、ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」」（以下「プロジェクト」という。）を推進している。

2024 年 2 月に策定したプロジェクトの「推進プラン」（下記「3 業務に関する全般的な事項」参照）では、ドローンの社会実装初期のビジネスモデルとなる「ローンチモデル」として、河川流域や本州離島間を航路とした物流サービスを実現することとしている。

本業務においては、2024 年度に作成した先行導入事例のスキームに基づいて実証実験を実施することで、先行導入事例の実現性を検証し、2026 年度のローンチモデルの実現を目指す。

2 委託期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日（火）まで

3 業務に関する全般的な事項

- （1）愛知県は、2024 年 2 月にプロジェクトの今後の取組や、方向性を示した「推進プラン」をとりまとめた。本業務は当該プランに沿ってプロジェクトの推進を図るものであることから、「推進プラン」の理解に努めた上で業務を行うこと。

※資料：

- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460185.pdf>)
- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/494809.pdf>)

- （2）愛知県は、2024 年度にドローンを活用した物流サービスの長期事業化調査を実施し、離島と山間地におけるドローン物流のオペレーションをとりまとめた先行導入事例を作成した。本業務は先行導入事例の実現性を検証するものであることから、理解に努めた上で業務を行うこと。

※資料：

- ドローン物流における「離島モデル」先行導入事例について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563042.pdf>)
- ドローン物流における「山間地モデル」先行導入事例について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563043.pdf>)

- (3) 本業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる要員及び体制を確保すること。

4 業務実施内容

先行導入事例の実現性を検証するため、先行導入事例のスキームに従って、ドローンを活用した物流サービスの実証実験を約1か月間実施すること。

(1) 検証する先行導入事例の選定

- ・「離島モデル」か「山間地モデル」のいずれか一つを選定すること。

(2) 先行導入事例に基づく実証実験の実施

ア 実証期間

約1か月間

(実証期間は、物流サービスの実施期間を指し、調整等の期間はこの期間に含まない。

なお、具体的な実証の期間・回数の配分については、県と協議の上、決定する。)

イ 実施場所の選定等

- ・実施にあたり、候補地の調査・検討を行うほか、法制度（航空法、電波法、道路交通法等）に基づく手続きや飛行ルート下にある道路、河川等の管理者、地元住民等の許可や理解等、ドローンを飛行させる上で必要な調整を行うこと。

- ・先行導入事例に掲載している場所で実施することが望ましいが、2026年度の社会実装に向け、より適した場所がある場合はその場所を優先すること。その際、以下のプロセスを参考にすること。

- ・想定する導入エリアの特性や抱える課題の分析

- ・提供するサービスの内容を踏まえたドローンに求める特性（例：運搬力、飛行速度、耐久性等）の分析

- ・収益を上げる仕組みやコスト等の仮説設定

- ・サービス展開に係る課題の抽出

- ・実施場所の住民に、顧客として積極的に協力していただけるよう説明等に努めること。

ウ 実施オペレーション等

- ・先行導入事例に記載している体制の改善プランの実現をはじめ、省人化などマネタイズを見据えたオペレーションで実施すること。例えば、レベル4飛行による補助監視者の削減や、遠隔監視による現地でのパイロット人員削減などが挙げられるが、その他にも、より適切な方法があれば提案すること。

- ・届け先からの料金徴収を行うことで、社会実装に近い形式による検証を行うこと。なお、料金徴収は1か月間すべてで実施する必要はなく、金額については県と協議して設定すること。徴収した料金は、本業務を遂行するための経費に充当すること（経理書類も充当したことが明らかとなるように整理すること。）。)

- ・ドローン物流の付加価値を荷主、荷受事業者に体感してもらうオペレーションで実施すること。例えば、陸モビリティと連携したラストワンマイル配送による荷受の受取時間の柔軟性確保、配送物の集約拠点をドローン離着陸場とは別に設けることによる荷主事業者の配送負担削減などが挙げられるが、その他にもより適切な方法があれ

ば提案すること。

エ 実施体制

- ・2026 年度以降に引き続き、物流ドローンを用いてサービスを行う運営事業者として実施する意思のある事業者を含めること。
- ・活用する技術の中で、少なくとも一つは県内事業者の技術を活用すること。

(3) 社会実装プランの作成

- ・実施した実証実験の成果の検証、社会実装に向けた課題の整理、経済的・社会的な効果の検証、受け入れられる価格設定や事業採算性の検証、連携可能な先端技術等を検証し、2026 年度以降の民間事業者による社会実装の具体化プランを作成すること。
- ・プランの作成においては先行導入事例をベースにしつつ、配送料を徴収するための具体策や一日のスケジュールの流れなど、事業実施体制の中で具体的に検討して作成すること。
- ・実証実験で物流サービスを受けた参加者に対し、ドローンを活用した物流サービスの改善点や費用等についてヒアリング調査を実施し、社会実装プランへ反映すること。

(4) 実証実験の結果の公表

ア 中間報告・最終報告

- ・本事業の調査内容については、プロジェクトの推進主体であるプロジェクトチーム会合での公表を想定している。このため、同会合に向けた資料作成支援を行うこと。なお、以下に示す公表時期及び内容はあくまで現時点での想定であるため、県と密に調整すること。
- ・公表時期
中間報告：2025 年 10 月頃
最終報告：2026 年 3 月頃
- ・報告内容：4 業務実施内容（1）～（3）の内容

イ 成果報告会

- ・実証実験の結果や実装後の社会変化などをアピールするための成果報告会を実施すること。成果報告会は、イベントに合わせて実施するなど、県内外に広く周知できるような効果的なものとする。
- ・また、実証実験の結果について、県からイベント等での発表依頼があった場合は、これに協力すること。

5 支払対象経費

本業務における支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

- (4) 消耗品費
事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費
事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費
一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料
事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費
上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税
上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果品作成部数等

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 実績報告書 2 部
※ 図面等を除き、A 4 判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷
- イ 実績報告書の電子データ 1 式
- ウ その他、業務にあたって県が作成を指示した資料 1 式

(2) 提出期限

2026 年 3 月 31 日（火）

(3) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課モビリティイノベーション推進グループ

7 業務スケジュール（想定）

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
実証	契約	★実施場所選定 ★関係者調整			★実証実験	PT 第 5 回 会合	★社会実装プラン作成			第 6 回 PT 会合 成果報告会	完了報告書提出

8 留意事項

(1) 県との協議及び総括責任者の設置

ア 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。

イ 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

ウ 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(2) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

(3) プロジェクトチームやプロジェクト関係企業との連携

プロジェクトの提案者である株式会社プロドローンを始めとしたプロジェクトチームメンバー、ローンチモデル検討チームに携わるネットワークメンバー及び愛知県が別に発注する関連事業（普及啓発業務 等）の委託業務受託者と連携を図ること。

(4) 委託事業間の連携

各事業の調査結果については、愛知県が別に実施するあいちモビリティイノベーションプロジェクトの関連事業（プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務 等）と連携し、プロジェクト推進に必要な情報共有を行うなど密に連携すること。

(5) 受託者は、実証実験の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

(6) そのため、賠償責任保険等の損害保険に加入するなど、必要な措置を講ずること。

(7) 実証実験を実施する際の広報等については、県と受託者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。

(8) 著作権等の保護

ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。

イ 成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

ウ 著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議のうえ、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができる。

(9) 情報管理

ア 受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

イ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(10) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(11) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(12) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い

ア 受託者は、事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。

イ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(13) その他

本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
なお、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。